

IV 生活扶助基準の改定方式について

1 改定の考え方（水準均衡方式）

- 生活扶助基準の改定は、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びを基礎とし、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して決定することとしている。
- 具体的には、この民間最終消費支出の伸びを基礎とし、生活扶助以外の扶助の対象となる家賃等を除外するとともに、人口増減の影響を調整して改定率を設定している。

（参考1）生活扶助基準及び加算のあり方について（意見具申）－抜粋－
（昭和58年12月23日 中央社会福祉審議会）

2 生活扶助基準改定方式

（1）生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である。

（2）また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。

なお、賃金や物価はそのまま消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

（参考2）民間最終消費支出の動向

	民間最終消費支出（除外後）		
	見通し	実績見込	実績
13年度	0.5	△2.8	△0.7
14年度	△1.6	△0.6	△0.6
15年度	△0.9		

※ 平成14年度の実績は速報値である（平成15年11月14日現在）

2 生活扶助基準の改定率の推移

- 最近の改定率については、以下のとおり。
- 平成15年度においては、制度上初めて0.9%の引き下げ改定を行ったところ。

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
改定率	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	△0.9%

注）平成13年度・14年度は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して据置きとした。

（参考3）民間最終消費支出と生活保護制度との関係（平成15年度）

・ 民間最終消費支出の見通し

生活費	→	△0.9%	全体で△0.4%
その他（住宅費・医療費等）	→	+1.4%	

・ 生活保護制度における取り扱い

生活費	→	生活扶助	→	△0.9%
住宅費	→	住宅扶助	→	基準額の範囲内で実額を給付
医療費	→	医療扶助	→	国民健康保険並びでの給付

（備考）年金の改定方式について

- ・ 年金額等については、物価の変動に応じて自動的に額を改定することになっており、具体的には、毎年の消費者物価指数（年平均）の対前年比に従って、次年度の年金額等が改定される。（自動物価スライド制）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
改定率	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	△0.9%

水準均衡方式による生活扶助基準の改定率について

	生活扶助基準改定率			消費者物価指数 (暦年)			賃金(現金給与総額) 調査産業計(事業所規模30人以上)		
	率	指数		率	指数		率	指数	
		昭和59年度=100	平成7年度=100		昭和59年=100	平成7年=100		昭和59年度=100	平成7年度=100
昭和59年度	2.9%	100.0		2.3%	100.0		3.5%	100.0	
60年度	2.9%	102.9		2.0%	102.0		3.1%	103.1	
61年度	2.0%	105.0		0.6%	102.6		2.3%	105.5	
62年度	1.7%	106.7		0.1%	102.7		2.0%	107.6	
63年度	1.4%	108.2		0.7%	103.4		3.8%	111.7	
平成元年度	4.2%	112.8		2.3%	105.8		4.2%	116.4	
2年度	3.1%	116.3		3.1%	109.1		4.6%	121.7	
3年度	3.4%	120.2		3.3%	112.7		3.3%	125.7	
4年度	3.1%	124.0		1.6%	114.5		1.4%	127.5	
5年度	2.2%	126.7		1.3%	116.0		0.9%	128.6	
6年度	1.6%	128.7		0.7%	116.8		1.9%	131.1	
7年度	1.0%	130.0	100.0	△0.1%	116.7	100.0	1.4%	132.9	100.0
8年度	0.7%	130.9	100.7	0.1%	116.8	100.1	2.3%	136.0	102.3
9年度	2.2%	133.8	102.9	1.8%	118.9	101.9	1.1%	137.5	103.4
10年度	0.9%	135.0	103.8	0.6%	119.6	102.5	△1.6%	135.3	101.8
11年度	0.3%	135.4	104.2	△0.3%	119.3	102.2	△0.7%	134.3	101.1
12年度	0.1%	135.5	104.3	△0.7%	118.4	101.5	0.4%	134.9	101.5
13年度※1	0.0%	135.5	104.3	△0.7%	117.6	100.8	△0.7%	133.9	100.8
14年度※1	0.0%	135.5	104.3	△0.9%	116.5	99.9	△2.0%	131.2	98.7

資料：消費者物価指数年報(総務省)、毎月勤労統計調査年報(厚生労働省)

※1 平成13年度及び14年度については、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して据え置いた。

(参考)

基礎年金改定率			
率	指数		
	昭和59年度=100	平成7年度=100	
2.0%	100.0		
3.4%	103.4		
2.7%	106.2		
0.6%	106.8		
0.1%	106.9		
0.7%	107.7		
※2(5.5%)	(113.6)		
2.3%	116.2		
3.1%	119.8		
3.3%	123.8		
1.6%	125.8		
1.3%	127.4		
※2(4.4%)	(133.0)		
0.7%	133.9	100.0	
0.0%	133.9	100.0	
0.0%	133.9	100.0	
1.8%	136.3	101.8	
0.6%	137.2	102.4	
0.0%	137.2	102.4	
※3	0.0%	137.2	102.4
0.0%	137.2	102.4	

(注) 昭和61年度までは提出年金の改定率。

※2 平成元年度及び6年度の下段()は財政再計算による改定(別掲)。

※3 平成12年度から14年度については、特例法により、年金額を据え置いた。

V 老齢加算・母子加算について

1 老齢加算・母子加算の経緯等について

母子加算	老齢加算
<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子世帯の特別需要に対応するものとして昭和24年5月に創設（月額 350円） ○ 母子福祉年金制度の発足に伴い、昭和35年4月にこれと同額に改定（月額 1,000円） 	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢福祉年金制度の発足に伴い昭和35年4月に創設（月額 1,000円）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和35年以降、それぞれの福祉年金並びで改定 ○ 昭和51年の福祉年金の見直しに伴い、加算額を生活扶助の一定額とし、生活扶助基準改定率で改定する方式に変更 ○ 昭和59年より消費者物価伸び率（生活扶助1類費相当）をもって改定する現行の方式に変更 ○ なお、老齢、母子の特別需要については、昭和58年の中央社会福祉審議会意見具申において、「加齢に伴う精神的又は身体的機能の低下、片親不在という社会的・心理的障害……に対応する食費、光熱費、保健衛生費、社会的費用……などの加算対象経費が認められているが、その額は、おおむね現行の加算額で充たされているとの所見を得た」とされている。 	

母子加算・老齢加算で対応している特別需要について

○ 母子加算

「母子については、配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対応して、通常以上の労作に伴う増加工ネルギーの補填、社会的参加に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要となる。」（昭和55年12月中社審生活保護専門分科会中間的取りまとめ）

○ 老齢加算

「老齢者は咀嚼力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収がよく良質な食品を必要とするとともに、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を必要とし、また、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参などの社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となる。」（昭和55年12月中社審生活保護専門分科会中間的取りまとめ）

(参 考)

母子加算及び老齢加算の基準額について

(月額・単位：円)

	母子加算 (1級地)	老齢加算 (1級地)	備 考
昭和24年5月	350	—	○ 母子加算創設
昭和35年4月	1,000 ※ 4級地基準額	1,000	○ 老齢(母子)福祉年金制度発足 ○ 老齢加算創設 ○ 母子加算を母子福祉年金と同額に改定
昭和50年1月	9,800	7,500	
昭和51年1月	10,500	8,000	○ 生活扶助基準改定率による改定(昭和51年～58年)
昭和59年4月	19,200	14,800	○ 消費者物価伸び率(生活扶助1類費相当)による改定(昭和59年～現在)
平成15年4月	23,310	17,930	

母子加算及び老齢加算の対象者等について

	母 子 加 算	老 齢 加 算
対 象 者	父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育しなければならない場合に養育に当たる者	70歳以上の者
適 用 件 数	80,168件(被保護者全国一斉調査:平成14年7月1日現在)	270,146件(被保護者全国一斉調査:平成14年7月1日現在)

2 高齢単身世帯における消費実態と生活扶助基準との比較について

(1) 単身世帯 (全国、平均)

(月平均・単位：円)

	60歳～69歳	70歳以上	41歳～59歳	
	無職世帯		全世帯	勤労世帯
年間収入額 ÷ 12	180,833 円	175,833 円	426,667 円	466,667 円
消費支出額	167,588 円	142,714 円	204,821 円	206,221 円
生活扶助相当支出額	118,209 円	107,664 円	132,083 円	134,195 円
1類費相当支出額	61,558 円	52,287 円	79,816 円	80,724 円
食料費	39,180 円	36,388 円	54,304 円	54,487 円
エンゲル係数	23.4 %	25.5 %	26.5 %	26.4 %
2類費相当支出額	56,651 円	55,377 円	52,267 円	53,471 円

(2) 単身世帯 (全国、第1～5分位)

(月平均・単位：円)

	60歳～69歳	70歳以上	41歳～59歳	
	無職世帯		全世帯	勤労世帯
年間収入額 ÷ 12	62,380 円	61,555 円	88,577 円	133,542 円
消費支出額	121,360 円	90,848 円	105,896 円	110,233 円
生活扶助相当支出額	76,761 円	65,843 円	79,305 円	74,846 円
1類費相当支出額	42,838 円	35,702 円	47,271 円	44,991 円
食料費	27,807 円	25,862 円	34,908 円	31,712 円
エンゲル係数	22.9 %	28.5 %	33.0 %	28.8 %
2類費相当支出額	33,923 円	30,141 円	32,034 円	29,855 円

	生活扶助基準額		
	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
生活扶助	76,410 円	74,509 円	88,112 円
1類費	34,808 円	32,907 円	29,588 円
加算			16,922 円
(小計)			46,510 円
2類費	41,602 円	41,602 円	41,602 円
再掲：除加算	76,410 円	74,509 円	71,190 円

(3) 単身世帯 (全国、第1～10分位)

(月平均・単位：円)

	60歳～69歳	70歳以上	41歳～59歳	
	無職世帯		全世帯	勤労世帯
年間収入額 ÷ 12	43,654 円	47,093 円	65,833 円	98,052 円
消費支出額	118,790 円	92,518 円	94,630 円	102,348 円
生活扶助相当支出額	79,817 円	62,277 円	71,242 円	70,177 円
1類費相当支出額	45,997 円	34,003 円	43,078 円	41,490 円
食料費	27,225 円	25,045 円	32,359 円	29,890 円
エンゲル係数	22.9 %	27.1 %	34.2 %	29.2 %
2類費相当支出額	33,820 円	28,274 円	28,164 円	28,687 円

	生活扶助基準額		
	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
生活扶助	76,410 円	74,509 円	88,112 円
1類費	34,808 円	32,907 円	29,588 円
加算			16,922 円
(小計)			46,510 円
2類費	41,602 円	41,602 円	41,602 円
再掲：除加算	76,410 円	74,509 円	71,190 円

資料：全国消費実態調査特別集計（平成11年）

3 母子世帯における消費実態と生活扶助基準との比較について

(1) 母子世帯（全国、平均）

（月平均・単位：円）

	全世帯		勤労世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	314,115 円	382,690 円	308,579 円	350,220 円
消費支出額	218,596 円	237,460 円	204,876 円	221,177 円
生活扶助相当支出額	130,310 円	144,772 円	121,061 円	138,841 円
1 類費相当支出額	77,439 円	87,373 円	73,001 円	85,208 円
食料費	49,871 円	58,087 円	46,819 円	57,839 円
エンゲル係数	22.8 %	24.5 %	22.9 %	26.2 %
2 類費相当支出額	52,871 円	57,399 円	48,060 円	53,633 円

(2) 一般世帯（全国、第1 - 5分位）

（月平均・単位：円）

	全世帯		勤労世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	105,685 円	98,306 円	108,692 円	106,087 円
消費支出額	123,581 円	153,647 円	117,143 円	151,456 円
生活扶助相当支出額	85,999 円	103,839 円	78,626 円	104,049 円
1 類費相当支出額	51,318 円	61,295 円	46,754 円	62,726 円
食料費	37,071 円	45,042 円	33,591 円	46,984 円
エンゲル係数	30.0 %	29.3 %	28.7 %	31.0 %
2 類費相当支出額	34,681 円	42,544 円	31,872 円	41,323 円

	生活扶助基準額	
	母子・子供1人	母子・子供2人
生活扶助	138,084 円	179,274 円
1 類費	69,621 円	103,780 円
加算	21,998 円	23,747 円
(小計)	91,619 円	127,527 円
2 類費	46,465 円	51,747 円
再掲：除加算	116,086 円	155,527 円

(3) 一般世帯（全国、第1 - 10分位）

	全世帯		勤労世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	76,667 円	67,500 円	85,000 円	77,500 円
消費支出額	111,499 円	165,236 円	110,397 円	166,945 円
生活扶助相当支出額	78,733 円	110,720 円	76,009 円	115,139 円
1 類費相当支出額	48,494 円	65,271 円	47,129 円	70,335 円
食料費	36,709 円	49,577 円	35,073 円	51,326 円
エンゲル係数	32.9 %	30.0 %	31.8 %	30.7 %
2 類費相当支出額	30,239 円	45,449 円	28,880 円	44,804 円

	生活扶助基準額	
	母子・子供1人	母子・子供2人
生活扶助	138,084 円	179,274 円
1 類費	69,621 円	103,780 円
加算	21,998 円	23,747 円
(小計)	91,619 円	127,527 円
2 類費	46,465 円	51,747 円
再掲：除加算	116,086 円	155,527 円

資料：総務省（総務庁）「平成11年全国消費実態調査」

(4) 母子世帯 (全国、第II - 5分位)

(月平均・単位：円)

	全世帯		勤労世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	182,625 円	180,618 円	181,284 円	181,006 円
消費支出額	178,529 円	165,849 円	157,459 円	151,266 円
生活扶助相当支出額	112,621 円	108,492 円	98,120 円	102,250 円
1類費相当支出額	66,611 円	68,190 円	58,050 円	63,757 円
食料費	42,579 円	49,389 円	38,598 円	46,094 円
エンゲル係数	23.8 %	29.8 %	24.5 %	30.5 %
2類費相当支出額	46,010 円	40,302 円	40,070 円	38,493 円

	生活扶助基準額	
	母子・子供1人	母子・子供2人
生活扶助	138,084 円	179,274 円
1類費	69,621 円	103,780 円
加算	21,998 円	23,747 円
(小計)	91,619 円	127,527 円
2類費	46,465 円	51,747 円
再掲：除加算	116,086 円	155,527 円

(5) 母子世帯 (全国、第III - 5分位)

(月平均・単位：円)

	全世帯		勤労世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	267,514 円	260,190 円	241,196 円	245,121 円
消費支出額	215,224 円	200,532 円	192,784 円	198,357 円
生活扶助相当支出額	130,299 円	131,302 円	118,136 円	128,859 円
1類費相当支出額	74,671 円	79,596 円	72,979 円	79,205 円
食料費	47,586 円	55,997 円	47,408 円	55,442 円
エンゲル係数	22.1 %	27.9 %	24.6 %	28.0 %
2類費相当支出額	55,628 円	51,706 円	45,157 円	49,654 円

	生活扶助基準額	
	母子・子供1人	母子・子供2人
生活扶助	138,084 円	179,274 円
1類費	69,621 円	103,780 円
加算	21,998 円	23,747 円
(小計)	91,619 円	127,527 円
2類費	46,465 円	51,747 円
再掲：除加算	116,086 円	155,527 円

資料：全国消費実態調査特別集計 (平成11年)

(参考)

年間収入5分位階級の平均収入額について

(単位：円)

	年間収入5分位階級				
	第1	第2	第3	第4	第5
夫婦2人世帯 (全世帯)	2,803,746	4,435,570	5,736,527	7,676,809	12,970,186
母子2人世帯 (全世帯・子ども1人)	1,268,998	2,189,092	3,205,964	5,065,477	9,113,701

資料：全国消費実態調査特別集計 (平成11年)

(単位：円)

	年間収入5分位階級				
	第1	第2	第3	第4	第5
夫婦2人世帯 (勤労世帯・有業1人)	2,913,076	4,449,991	5,750,619	7,662,307	11,771,730
母子2人世帯 (勤労世帯・子ども1人)	1,304,304	2,175,779	2,895,912	4,507,179	8,762,476

資料：全国消費実態調査特別集計 (平成11年)

生活保護制度の在り方に関する専門委員会に
おいて各委員より出された論点の集約

第1 最低生活保障の体系と生活保護基準の在り方について

1 最低生活保障としての生活保護の在り方について

－自立支援の在り方との関係にも留意しつつ、低所得世帯を含む一般国民の生活水準、消費動向等を踏まえ、最低生活保障をどのように考えるか

2 生活扶助について

(1) 生活扶助基準（第1類費及び第2類費）の在り方について

(2) 加算（老齢加算、母子加算等）の在り方について

(3) 改定方式の在り方について

3 その他の扶助等について

第2 自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について

1 相談体制の在り方について

2 保護の要件等の在り方について

－稼働能力の評価・活用の在り方、扶養の在り方、他法優先の在り方等について

3 自立支援の在り方について

(1) 就労、学業等による自立に向けた支援の在り方について

－就労支援、教育支援及び生活面での自立を促す仕組みの在り方

(2) 要保護者に対する専門的な援助に向けた体制の在り方について

4 保護施設の在り方について

5 地域間調整の在り方その他生活保護の適正な制度・運用の在り方について

※ 第1の3の論点（「その他の扶助等について」）は、第2の論点（「自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について」）の中でも第2の論点の中でも議論は可能。

※ 論点については、今後の議論の状況等に応じて、追加、変更があり得ることに留意。

生活保護制度の在り方に関する専門委員会検討スケジュール

【最低生活保障の体系と生活保護基準の在り方について】

- 第3回（10月14日）
 - ・最低生活保障としての生活保護の在り方について
- 第4回（11月18日）
 - ・生活扶助について
- 第5回（11月25日）
 - ・生活扶助について
- 第6回（12月2日）
 - ・中間とりまとめについて

【自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について】

- 第7回（1月頃）
 - ・相談体制の在り方について
- 第8回（2月頃）
 - ・保護の要件等の在り方について
- 第9回（3月頃）
 - ・自立支援の在り方について
- 第10回（4月頃）
 - ・地域間調整の在り方その他生活保護の適正な制度・運用の在り方について
- 第11回（5月頃）
 - ・保護施設の在り方について
- 第12回（6月頃）
 - ・意見の取りまとめ

※ 本スケジュール(案)については、今後の議論の状況等を踏まえ、開催回数、開催時期等に変更があり得ることに留意。